

岐阜市上下水道事業部公契約条例施行要綱

令和2年3月31日決裁

令和3年3月31日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜市公契約条例（令和2年岐阜市条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(労働環境について確認する必要がある場合)

第1条の2 条例第13条第1項に規定する公契約の適正かつ適切な履行を確保するために労働者の労働環境について確認する必要があると認める場合は、予定価格500万円以上の委託業務の契約について、予定価格に10分の8を乗じて得た額に満たない価格で公契約を締結した場合とする。

(労働環境の確認)

第2条 条例第13条第1項の規定による労働環境についての確認（以下「労働環境の確認」という。）は、公契約締結後すみやかに事業者が労働環境報告書（様式第1号）を提出させることにより行うものとする。

- 2 労働環境報告書には、岐阜市水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）から労働環境の確認を求められた日現在の状況について記載するものとする。
- 3 事業者は、第1項の報告の内容に変更が生じたときは、すみやかに変更後の労働環境報告書を提出するものとする。
- 4 労働環境の確認を行う公契約に関し下請負者等が存在する場合は、事業者は、当該下請負者等の労働環境の状況についても労働環境報告書に記載するものとする。
- 5 管理者は、公契約の履行中に労働環境報告書の内容について、適切に実施されているか確認するものとする。

(労働環境の確認の揭示等)

第3条 条例第13条第2項に規定する管理者が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公契約の名称
- (2) 次のアからセまでに掲げる事項で、労働環境報告書により管理者に報告したもの
 - ア 労働者に対する書面による労働条件の明示の状況
 - イ 労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条第1項に規定する時間外及び休日の労働に関する協定の届出の状況
 - ウ 就業規則の作成及び届出の状況
 - エ 労働者に対する就業規則の周知の状況
 - オ 労働者の労働時間の記録の状況
 - カ 労働者に対する休日及び年次有給休暇の付与の状況

- キ 労働者に対する健康診断の実施の状況
- ク 業務上の事由による災害の対策の状況
- ケ 労働者災害補償保険労災保険の加入の状況
- コ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の加入及び届出の状況
- サ 労働者名簿、賃金台帳及び出勤簿の整備の状況
- シ 労働者に対する賃金の支払の状況
- ス 割増賃金の支払の状況
- セ 従事する労働者の最低の賃金単価

(3) 条例の趣旨及び概要

(労働者からの申出)

第4条 条例第14条第1項の規定による申出は、労働環境申出書（様式第2号）により行うものとする。

- 2 条例第14条第4項の規定による確認（以下「申出の確認」という。）は、事業者が労働環境申出書に対する報告書（様式第3号）を管理者に提出することにより行うものとする。
- 3 管理者は、申出の確認に当たり詳細な調査が必要であると認める場合は、事業者に対して、資料の提出を求め、又は質問をするものとする。
- 4 申出の確認に当たっては、申出者の秘密を保持するとともに、匿名を希望する申出者が特定されないよう十分に配慮しなければならない。

(改善の指導等)

第5条 条例第15条第1項の規定による改善の指導（以下「改善指導」という。）は、労働環境の改善を求める通知書（様式第4号）により行うものとする。

- 2 改善指導を受けた事業者は、条例第15条第2項の規定により行った改善の内容について労働環境改善報告書（様式第5号）により管理者に報告するものとする。

(事業者への措置)

第6条 条例第16条に規定する労働者の適正な労働環境が確保されていないと認める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 事業者において関係法令等が遵守されていないと認められる場合
- (2) 労働環境報告書、労働環境申出書に対する報告書若しくは労働環境改善報告書の内容に虚偽がある場合又はこれらの報告書を正当な理由なく提出しない等当該虚偽がある場合と同視し得る場合
- (3) 第3条第3項の規定による資料の提出若しくは質問の回答の内容に虚偽がある場合又は正当な理由なくこれに応じない等当該虚偽がある場合と同視し得る場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が特に措置が必要であると認める場合

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行し、同日以後において公告その他の公契約の申込みの誘引が行われる公契約について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条の2の規定は、令和3年7月1日から施行し、同日以後において公告その他の公契約の申込みの誘引が行われる公契約について適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当面の間、これを取り繕って使用することができる。